

国自安第2号の2
令和6年4月2日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

物流・自動車局安全政策課長
(公 印 省 略)

実証実験における運行管理業務の一元化に係る旅客自動車運送事業運輸規則の
取扱いについて

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知いただくとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。

国自安第2号
令和6年4月2日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

】 殿

物流・自動車局安全政策課長
(公 印 省 略)

実証実験における運行管理業務の一元化に係る旅客自動車運送事業運輸規則の
取扱いについて

旅客自動車運送事業における運行管理については、道路運送法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展が目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「先進技術の活用による点呼以外の運行管理業務の一元化を検討」するとされたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めているところである。

一の営業所の運行管理者が、他の営業所の運行管理者の業務の全部又は一部を一元的に行うこと（以下「運行管理業務の一元化」という。）に関し、今般、実証実験として行う運行管理業務の一元化については、下記のとおり取扱うこととするので了知されたい。

記

旅客自動車運送事業者が輸送の安全の確保のために必要な措置を講じているとして運行管理高度化ワーキンググループ※において認められ、実証実験として当該ワーキンググループの監督の下で行われる運行管理業務の一元化については、「実証実験における運行管理業務の一元化に係る旅客自動車運送事業運輸規則の取扱いについて」（令和4年12月27日付け国自安第124号）により、令和5年1月1日から令和6年3月31日までの間、それぞれの業務に対応する旅客自動車運送事業運輸規則の規定に適合するものとしたところ、実証実験に参画する事業者における当該取扱いについては、令和6年9月30日まで延長するものとする。

※国土交通省物流・自動車局に設置された有識者会議